

鳥取県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林原 永知	西伯郡大山町田中616	林原整骨院	西伯郡大山町田中616	平成23年6月28日
山口 正夫	鳥取市吉成南町一丁目 1-20	山口整骨院	鳥取市吉成南町一丁目 1-20	〃